

別表(-)

使用時間 平均入場料	5 分 未 満	5 分以上10分未満	10分以上10分まで を超えるごとに
100円未満	200円	400円	400円
200円未満	300円	600円	600円
500円未満	400円	800円	800円
1000円未満	500円	1000円	1000円
1500円未満	600円	1200円	1200円
2000円未満	700円	1400円	1400円
2500円未満	800円	1600円	1600円
3000円未満	900円	1800円	1800円
3500円未満	1000円	2000円	2000円
4000円未満	1100円	2200円	2200円
4500円未満	1200円	2400円	2400円
5000円未満	1300円	2600円	2600円
以 下 略			

(注) 平均入場料とは、各等級別入場料（入場税を含む）の算術平均をいう。

別表(二)

標準単位料金 座席数 (面積)	5000円まで	10000円まで	15000円まで	以 下 略
40席 (60m ²) まで	90円	110円	130円	
80席 (120m ²) まで	140円	170円	200円	
120席 (180m ²) まで	180円	220円	260円	
160席 (240m ²) まで	230円	280円	330円	
200席 (300m ²) まで	270円	330円	380円	
300席 (450m ²) まで	360円	440円	510円	
以 下 略				

別表(三)

計算表 (対象期間：昭和60年7月9日から昭和61年5月16日までの分)

算定方式 (オーディオカラオケ)

(1) 定員500名未満、平均入場料2000円以上2500円未満、使用時間1曲1回につき5分 未満の場合における軽音楽1曲の使用料	800円
(2) 社交場において使用する場合の控除係数	50/100
(3) 客席数に応じて参酌する係数	100/500
(4) 1曲の生演奏使用料 $800円 \times 50 / 100 \times 100 / 500 = 80円$	80円
(5) 1日の使用料 (使用曲数40曲) $80円 \times 40 = 3200円$	3200円
(6) 1か月の使用料 (営業日数25日) $3200円 \times 25 = 80000円$	80000円
(7) 特別使用許諾契約の月額使用料相当額 (減額率0.5)	
$80000円 \times 0.5 = 40000円$	40000円
(8) カラオケ伴奏による歌唱の場合の参酌係数 (減額率0.4)	0.6
(9) 1か月当たりのカラオケ伴奏による歌唱の使用料	
$40000円 \times 0.6 = 24000円$	24000円
(10) 対象期間10.25か月分の使用料相当額 $24000円 \times 10.25 = 246000円$	246000円

別表(四)

計算表 (対象期間：昭和61年5月17日から昭和62年3月31日までの分)

算定方法 (ビデオカラオケ)

(1) 定員500名未満、平均入場料2000円以上2500円未満、使用時間1曲1回につき5分未満の場合における軽音楽1曲の使用料	800円
(2) 社交場において使用する場合の控除係数	50/100
(3) 客席数に応じて参酌する係数	100/500
(4) 1曲の生演奏使用料 $800円 \times 50 / 100 \times 100 / 500 = 80円$	80円
(5) 1日の使用料 (使用曲数40曲) $80円 \times 40 = 3200円$	3200円
(6) 1か月の使用料 (営業日数25日) $3200円 \times 25 = 80000円$	80000円
(7) 特別使用許諾契約の月額使用料相当額 (減額率0.5)	
	$80000円 \times 0.5 = 40000円$
(8) カラオケ伴奏による歌唱の場合の参酌係数 (減額率0.2)	0.8
(9) 1か月当たりのカラオケ伴奏による歌唱の使用料	
	$40000円 \times 0.8 = 32000円$
(10) 対象期間10.5か月分の使用料相当額	$32000円 \times 10.5 = 336000円$

別表(五)

計算表 (対象期間：昭和62年4月1日から昭和63年7月16日までの分)

算定方法 (ビデオカラオケ)

(1) 座席数40席まで、標準単位料金10000円まで、生演奏1曲1回使用時間5分までの場合における軽音楽1曲の使用料	110円
(2) 1日の使用料 (使用曲数40曲) $110円 \times 40 = 4400円$	4400円
(3) 1か月の使用料 (営業日数25日) $4400円 \times 25 = 110000円$	110000円
(4) 特別使用許諾契約の月額使用料相当額 (減額率0.5)	
$110000円 \times 0.5 = 55000円$	55000円
(5) カラオケ伴奏による歌唱の場合の参酌係数 (減額率0.2)	0.8
(6) 1か月当たりのカラオケ伴奏による歌唱の使用料	
$55000円 \times 0.8 = 44000円$	44000円
(7) 対象期間15.5か月分の使用料相当額 $44000円 \times 15.5 = 682000円$	682000円